

この欄には
書かないで
ください。

税務署 整理 番号	通信日付印の年月日	(確認)	整理番号
	年 月 日		

特定の事業用資産の買換えの特例の適用に関する届出書

税務署受付印

(注) この届出書が資産の譲渡の日(先行取得の場合は取得の日)を含む三ヶ月期間の末日の翌日から2か月以内に提出されない場合は、この特例の適用は受けられません。

税務署長 令和__年__月__日提出	届出者	住所 (納税地) フリガナ 氏名	〒	電 話	()

私が譲渡及び取得した下記の資産については、租税特別措置法第37条第1項の規定の適用を受けたいので届出します。

記

1 譲渡した資産 譲渡する予定の資産

種類			
構造又は用途			
規模・面積			
所在地			
譲渡(予定)年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
譲渡価額			
取得費			

2 取得した資産 取得する予定の資産

種類			
構造又は用途			
規模・面積			
所在地			
取得(予定)年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
取得価額			
租税特別措置法第37条 第1項の表の各号の区分	第 号	第 号	第 号

3 その他参考となる事項

関与税理士	電話番号
-------	------

特定の事業用資産の買換えの特例の適用に関する届出書

1 この届出書は、特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例の適用を受けようとする場合において、租税特別措置法第 37 条第 1 項の規定の適用を受ける旨を届け出るために使用します。

(注) 租税特別措置法第 37 条第 1 項の規定は、この届出書の提出が無かった場合は、適用することができませんのでご注意ください。

2 これらの規定の適用を受けるためには、この届出書を、届け出ようとする資産の譲渡の日(同日前に租税特別措置法第 37 条第 1 項各号の下欄に掲げる資産の取得(建設及び製作を含みません。)をした場合(先行取得の場合)には、当該資産の租税特別措置法第 37 条第 1 項に規定する取得の日)を含む三月期間の末日の翌日から 2 か月以内に納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

(注) 三月期間とは、1 月 1 日から 3 月 31 日まで、4 月 1 日から 6 月 30 日まで、7 月 1 日から 9 月 30 日まで及び 10 月 1 日から 12 月 31 日までの各期間をいい、届出書の提出期限は以下のとおりとなります。

	譲渡の日(先行取得の場合は取得の日)	提出期限
三 月 期 間	1 月 1 日から 3 月 31 日まで	5 月末日
	4 月 1 日から 6 月 30 日まで	8 月末日
	7 月 1 日から 9 月 30 日まで	11 月末日
	10 月 1 日から 12 月 31 日まで	翌年 2 月末日

3 各欄は次により記載してください。

なお、記載しきれない場合には別葉に記載してください。

(1) 表題の「譲渡した資産」若しくは「譲渡する予定の資産」又は「取得した資産」若しくは「取得する予定の資産」について、それぞれ該当する□にレ点を付してください。

なお、「譲渡する予定の資産」に該当する場合は「種類」欄、「所在地」欄及び「譲渡(予定)年月日」欄のみを、「取得する予定の資産」に該当する場合は「種類」欄、「所在地」欄及び「取得(予定)年月日」欄のみを、それぞれ記載してください。

(2) 「種類」欄については、土地、借地権、建物、構築物、船舶、機械及び装置などと記載してください。

(3) 「構造又は用途」欄については、その資産が減価償却資産である場合には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に定めるところに準じて記載してください。

(4) 「規模・面積」欄については、例えば、土地等の場合には面積を、建物の場合には各階ごとの床面積を記載してください。

(5) 「所在地」欄については、その資産が船舶である場合には、記載は必要ありません。

(6) 「2 取得した資産・取得する予定の資産」の「租税特別措置法第 37 条第 1 項の表の各号の区分」欄については、取得をした又は取得する予定である資産のその適用に係る租税特別措置法第 37 条第 1 項の表の該当する号数を記載してください。